

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成31年3月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の5中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第18条第1項中「580,000円」を「610,000円」に改め、同項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「580,000円」を「610,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条の5及び第18条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。